

労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）（抄）

（組織）

第一条 審議会は、委員三十人で組織する。

第二条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

（専門委員を置く）ことができる。

（委員等の任命）

第三条 委員は、労働者（家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第一条第一項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。

第四条 臨時委員及び専門委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者並びに障害者を代表する者（障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関する事項を調査審議する場合に限る。）のうちから、厚生労働大臣が任命する。

第五条 臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

（委員の任期等）

第六条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第七条 委員は、再任されることができる。

第八条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行ふものとする。

第九条 委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第十条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第十一條 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

第十二条 会長は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（分科会）

第十三条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 务
労働条件分科会	一 厚生労働省設置法第四条第一項第四十一条から第四十三号まで、第四十六号、第四十七号及び第五十号（労働者の福利厚生に係る部分を除く。）に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること（勤労者生活分科会及び雇用均等分科会の所掌に属するものを除く。）。
	二 労働基準法（昭和二十一年法律第四十九号）、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）及び労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

（以下略）

前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。

前第二項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

分科会会长に分科会長を置き、当該分科会に属する公益を代表する委員及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

分科会会长には、当該分科会の事務を掌理する。当該分科会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから分科会会长があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(部会) 第七条 番議会又は分科会は、その定めるところにより、「部会を置く」とができる。

前部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会会长)が指名する。

前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

前項の規定は、第二項の専門委員について準用する。

第二項の規定は、第二項の専門委員について準用する。当該部会に属する公益を代表する委員のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。

前項の規定は、第二項の専門委員について準用する。当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

前項の規定は、第二項の専門委員について準用する。当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事) 第九条 番議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に関係ある臨時委員のうち労働者を代表するものをいう。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に関係ある臨時委員のうち使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係ある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができます。議決することができない。会長の決するところによる。

前項の規定は、分科会、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。